

飼料用米等を生産する農業者の皆さんへ！

飼料用米等は適正に流通してください！

定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れを防止するため、定められた用途に適正に流通してください。

こんな行為は違反です！



- 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 用途を表示しないで販売（詳しくは裏面をご覧ください。）

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、

不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

- 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられます。



1 収穫～出荷時の留意事項



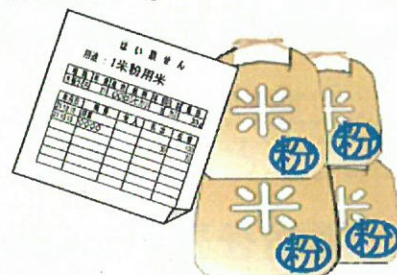
- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ・ 『出来秋の出荷数量』は、『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則です。
ただし、『当初の出荷契約数量』は、作況変動による調整を行うことができます。
 - ・ また、区分管理での取組の場合には、『出来秋の出荷数量』を、新規需要米等を生産した『ほ場からの全収穫量』とすることができます。

※ 変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。

2 保管時の留意事項

- 主食用米等、他の用途と区分して保管してください。

飼料用米等の用途限定米穀を保管するときは、用途ごとに別棟、又は別はいで保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示してください。



3 販売時の留意事項

- 飼料用米等の用途限定米穀を販売する時は、包装等にその用途ごとに定められた用途を表示してください。

例：飼料用米



例：加工用米



- 需要者の倒産や廃業でやむを得ず販売先を変更する場合や他の用途に仕向ける（主食用は不可）場合は、国に申請を行ってください。